

患者さんへのお知らせ

一般名処方について

当院は一般名処方を推進しています

*一般名処方の処方箋表記：【般】●●●●(薬の有効成分名) △mg

現在、一部の医薬品において安定供給が難しい状況が続いています。**一般名処方**では、特定の医薬品が不足しても、同じ有効成分の薬を調剤できるため、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

入手困難な医薬品は、次のような方法で調剤させていただくことがあります。

- 同じ有効成分の他メーカー医薬品への変更
- 同じ効果の他の医薬品への変更の検討
- 処方日数の変更 など



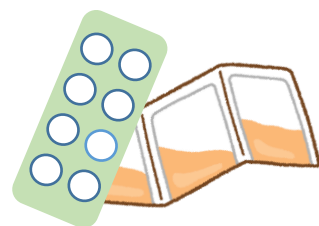
当院では、保険薬局等と連携しながら継続的に治療が行えるよう努めてまいります。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

長期収載品の選定療養について

2024年10月より、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品のある先発医薬品）を選んだ場合、**選定療養費**として一部の費用が自己負担となります。

※ ただし、次の場合は選定療養の対象外です。

- ・医療上の必要性があると認められる場合
- ・供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合
- ・入院中の場合



お薬に関してご不明な点などがございましたら
医師・薬剤師にご相談ください。

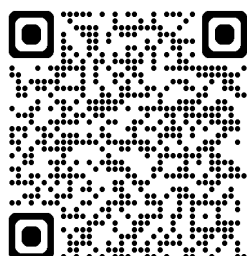
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare